

## 第1回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和3年10月29日（金）午後2時半～午後3時45分

2 場 所 労働福祉会館2階会議室1

3 出席者

委員

佐藤 清彦	唐牛 歩	中島 紀子
青田 由幸	吉田 隆好	佐々木 孝
若松 蓉子	林 勝典	渡部 正孝
高田 妙子	佐藤 靖高	細田 三起子
井村 寛	佐藤 拓也	高田 昌幸
森岡 和人	西 チイ子	

事務局

市長 門馬 和夫 市民生活部長 佐々木 忠  
市民課長 佐藤 弥生  
市民課総合相談担当 馬場 千津子、山田 一栄

4 欠席者 なし

5 会議次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 正副委員長選出
5. 会議録署名人の指名
6. 書記の指名
7. 議事
  - (1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の概要について
  - (2) 市民意識実態調査の実施について
  - (3) 今後のスケジュールについて
  - (4) その他

6 提出資料

- 資料1 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の概要について  
資料2 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会設置要綱  
資料3 人権に関する市民意識実態調査業務委託（案）の概要について  
資料4 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会スケジュール（案）

## 7 会議の結果

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶

(市長)

本日、ここに、第一回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会が開催されるにあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者ですが、10月に入ってからゼロということで、ちょうど、一か月続いております。皆様、おひとりおひとりの基本的対策を継続していただいているおかげであります。こうした大事な会議も開催できるようになったところです。この人権をとりまく環境、たとえば、幼児虐待の問題、あるいは、配偶者やパートナーなどからの暴力による「ドメスティックバイオレンス」の問題、更には、高齢者に対する「介護虐待」等々の問題やインターネットなどを通しての他人を誹謗中傷する表現などの問題もでてきております。また、新型コロナウイルスの感染が拡大している中で、感染者や濃厚接触者、医療従事者の方に対する誤解や偏見に基づく差別が発生していることも問題となっております。

南相馬市においては、全ての市民の人権が尊重される心豊かなまちづくりの実現に向け、人権教育・啓発などの総合的かつ効果的な取り組みを進めていくにあたり、本日、第一回の検討委員会の開催となった運びであります。南相馬市にとって財産になる条例になるものと信じておりますので、活発なご議論を賜りますことをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

(市長退席)

(事務局)

議事の進行については、要綱6条の規定により委員長が務めることとなっております。初めての委員会でございますので、委員長が選出されるまでの間、仮議長として市民生活部長が進行を行うことをご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 4. 正副委員長選出

(仮議長)

議長が選出されるまで仮議長を務めさせていただきます。

次第の4正副委員長の選出に入ります。

正副委員長の選出については、要綱の第5条により委員の互選となっております。選出方法についてお諮りいたします。どなたかご意見はございませんか。

(委員)

事務局に案があればお願いいたします。

(仮議長)

事務局から案はありますか。

(事務局)

事務局より、委員長に林 勝典委員、副委員長に高田妙子委員を推薦申し上げます。

(仮議長)

ただいまの事務局案についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(仮議長)

ご異議がないようでございますので、委員長には、林 勝典委員、副委員長には、高田 妙子委員の選出をご承認いただきました。

ひと言、ご挨拶をいただきたいと思えます。

(林委員、高田委員より挨拶)

(仮議長)

委員長が決定されましたので、これよりは委員長に議事を進行いただきます。ここで、仮議長の任を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

## 5. 会議録署名人選出

(委員長)

それでは、議事に入る前に、会議録署名人の指名を行います。  
会議録署名人については、議長一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

会議録署名人については、委員名簿の順に2名の方を順番に指名させていただきます。本日の会議録署名人には、佐藤清彦委員、唐牛 歩委員を指名いたします。

## 6. 書記選出

(委員長)

次に書記の指名につきも議長より指名することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

書記には事務局の山田一栄主任主査を指名します。

## 7. 議事

(委員長)

議事にはいります。(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の概要について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1及び2に基づき説明

(委員長)

これより質疑にはいります。質問等ありますか。

(委員)

この人権尊重まちづくりの内容については、異議はありません。ただ、市の考え方として、担当課で、担当している計画等を担当課で対応するのではなく市民環境の観点から、窓口をひとつにして対応することが、市民にも理解

していただけるのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきます。

(委員長)

ただいまの意見に対して事務局から回答をお願いいたします。

(事務局)

委員おっしゃりますように各個別には対応しているところではありますが、今回の条例については、自治基本条例と各課の計画とをつなぐような条例として考えているところでもありますので、全体を包含するような条例をつくり、各計画の進捗について、確認していきたいと考えているところです。

(委員)

将来的に、この中には、社会を明るくする運動、青少年育成推進計画、再犯防止推進計画についても、網羅していくという解釈でいいのですか。

(委員長)

事務局。

(事務局)

各課では、個別計画の進捗を監督していくということになりますので、この条例にすべて入れるわけではなく、各個別計画について、その間にある計画として、各計画の進捗を管理していきたいと考えているところです。

(委員長)

それ以外に、みなさまから、ご質問ございますか。

(「なし」の声)

ほかになければ、(2)の市民意識実態調査について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料3を基に説明

(委員長)

これより質疑に入ります。

(委員)

わたしも自分でやってみたのですが、とても難しいです。案はどこかの市町村や県とか国でやったものを見本に作成したのですが、無作為の3000名という、だれにいくかわかりません。外国人に行くかもしれないし、高齢者にもいくだろうし、18歳という、まだ、高校生でもあります。80歳という年代と20歳の年代では、意識の差、育った環境もまったく違うので、いろいろ年代によって特徴があると思いますから、年代別に、200名とかにするやり方もあるのではないかと思います。これを、全ページをひとりが、書くってことは、たいへんです。そして、言葉も難しいです。市役所でも外国人向けにやさしい日本語は、という感じで進められていると思いますが、こういうアンケートも、だれが見てもわかりやすく記入できて、集めやすく処理しやすくできないものかと思います。たとえば、高齢者向けとか分けてもいいのではないかと考えるのですが。

(委員長)

事務局。

(事務局)

委員がお話しされたように、この案は、他自治体のアンケートを参考にさせていただきました。やはり、このように、みなさまにご確認いただきまして、ご意見を頂けることがたいへん貴重なことですので、お話をいただきましたように内容を十分検討していきたいと思えます。

(委員)

23の問を3つか4つの問に分散して、人数も倍になりますけど、そういう選択の仕方もあるのでは。問いの数を少なくする。ただし対象者は増えますよね。23の問を3つか4つに分散して、対象者、アンケートをお願いする人数を増やすのも選択肢の一つではないかと思えます。

(委員長)

事務局。

(事務局)

1から10などと分けるのは、人数的に集計したときにバラツキも出るこ

とが懸念されることから、できればすべての方を対象に、設問のボリュームを薄くする、あとは、設問の言葉をわかりやすくさせていただくことを考えていきたいと思います。1から10までは、20パーセント、ほかの項目は50パーセントという回収率では、分析がしにくいことが懸念されますので、そのようにさせていただければと考えております。

(委員長)

もう少し内容を精査してということになるのでしょうか、できるだけ回答をしやすいようなものにしてもらいたい。

(委員)

作りなおすという方向になっていると思いますが、これをまた、みんなで検討するとなると大変ですし、事務局だけでやるのも大変ですし、アンケート項目について検討の手助けをしたいという委員がいれば、委員を含めて検討してみてもいいかと思いますが。

(委員長)

いまの意見については、いかがでしょうか。経験値も大切だともおもいますが。

(事務局)

みなさまからのご意見につきましては、11月15日まで、いただきたいと思っております、ご協力いただける委員さんがいらっしゃれば、意見をお聞きしながら、一緒にアンケートの内容をご検討させていただければと思います。今ここで、どなたですかということも難しいところでもありますので、あとで、ご協力を募らせていただきまして、いっしょに検討させていただければと思っております。

(委員長)

今の事務局の回答うけまして、もう一度、各委員で内容をみていただきご意見があれば、11月15日までに、さらに出していただきまして、再度、検討するというだけでもいいのではないかと思います、いかがでしょう。

(委員)

確認ですが、11月15日までに、意見があれば、事務局へ申し上げるということと、協力してくださいという声がかかるかもしれないということですね。そのあとはもう、その内容を事務局に一任してアンケートは実行とい

うことで、もう一度集まる必要はないと思うのですが。それだけ確認させてください。

(委員長)

事務局。

(事務局)

11月15日までにご意見を頂戴させていただきまして、検討した内容を、再度、みなさまに書面でお配りさせていただき、ご了解を得たうえで、調査のほうに入らせていただきます。

(委員長)

ほかにありますか。

(委員)

各委員さんからあるように、難しい項目が入っているとは思いますが、そもそも、このアンケート自体は、市民の人権の意識の全般のなかから、南相馬市の市民が、なにが問題と思っているか、この部分は、関心が低いのではないかとかの傾向をつかむもので、条例をつくる際に、基礎的なデータとなるアンケートであり、全分野にわたる範囲でやらないと基礎的なデータは取れませんので、あまり縮めてしまうと市民のみなさんの人権に対する意識が、どういうところが重点になっていて、どういうところが必要と思っているかがわかりません。文言の問題もあるとは思いますが、アンケートの趣旨が、市全体の市民の傾向をみる将来に結び付けるための基礎データであることを大前提で考えていただければいいのではないかと思います。

(委員長)

事務局

(事務局)

委員からお話がありましたが、南相馬市民が人権に対して、どういう意識を持っているのかをある程度、把握したうえで、施策や条例の枠組みを作っていく必要があるだろうと考えておりまして、意識調査の設問の内容等については、極力、私どものなかで基本的な考えを含めて、より情報が収集しやすいような設問になるよう、再度、検討はしていきたいと考えております。委員の皆様の見解を加えながら、調査票については、整理をしつつ議論、検

討いただけるような調査にしていきたいと考えているところです。

(委員長)

これまでいただいた意見を再度、事務局で検討いただくとともに、委員の皆様には、アンケート原案を見直しいただいて、11月15日までに意見があれば出していただきたい。それをまた検討して、皆様に書面で送らせていただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(委員長)

それでは、そのように進めさせていただきます。なお、アンケートの文言も、極力わかりやすい簡単な文言を考えていただくことを付け加えさせていただきます。

それ以外の皆さんから何かございませんか。

(委員)

人権が守られていないからこうしたものを作らなければならないというわけで、本当に市民が、差別についてどう思っているのかということ、実際、本音と建前は違うわけで、そういう質問が全体の質問のなかにあればいいなと思います。

(委員長)

事務局。

(事務局)

委員の意見についても取り入れて参りたいと思います。

(委員長)

そのほかありますか。

(「なし」の声)

(委員長)

次に(3)今後のスケジュールについて、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料4に基づき説明。

(委員長)

質疑にはあります。質問等ありませんか。

(「なし」の声)

(委員長)

その他について事務局よりありますか。

(事務局)

スケジュールの件で付け加えさせていただきます。今回、会議録署名人も指名されておりますが、結果については、後程、郵送させていただきますので、ご確認していただきたいと思っております。

(委員長)

委員のみなさからなにかございましたらお願いいたします。

(委員)

小学生二人の子をもつ親世代として、人権侵害というと、子供のいじめという部分に遭遇する機会があるのですが、いまほど委員からあったとおりの全体的に差別というものが、南相馬市のなかに長期的にどんなものも多く存在しているのか、数だけでなく程度というか、命を失うような差別であったり、人権を著しく侵害している案件。実際、そういうものが行政のなかで、どの程度、問題として認識しているのか、それは市民意識と、どういうふうにするのかうところまで、今回の条例を作ることが、南相馬市としての特色あるまちづくりに生かされるべきと思うのです。南相馬市に人権侵害として、どういう具体的な例があって、どういう風な経緯をたどっているのか、知識として持っておければ、いろいろな案も出せるのではと思っておりますので、個人情報があるのは承知しておりますが、公表できる部分を、次回、いただけるのであれば、ありがたいと思っております。要望です。

(委員長)

事務局。

(事務局)

子供のことでと、要対協、高齢者ですと高齢者虐待防止ネットワーク、障がい者ですと自立支援協議会など、それぞれ各分野で、そういった問題を取り扱っているところがございますので、公表していい内容につきまして、庁内に照会させていただきまして、事例など、次回の委員会までに、お示させていただきたいと思えます。

(委員長)

その他ございませんか。

(委員)

18歳以上だと小学生、中学生、高校生は入っていませんが、教育委員会とか学校関係で調査したもので、人権に関するものを資料として参考にもらえるといいなと思えます。あと、男女共同参画にある委員会などがあると思えますが、そこで、調査したり、冊子を出しているの、そこで一緒に作っているメンバーの意見なんかも参考になるかと思えます。

(委員長)

ただ今の意見について。

(事務局)

庁内・各区・各課で取り組んでおりますので、どこの課で、どういう取り組みをしているかを調査して、それらと連携をとりながら検討委員会に生かして参りたいと思えます。

(委員長)

そのほかありますか。

なければ、以上をもちまして本日の議事はすべて終了となります。委員の皆様には、慎重なる審議をいただきましてありがとうございました。

8. 閉会